

令和5年7月10日豪雨で 汲み取り便槽が浸水した皆様へ 浸水便槽の汲み取り料金負担制度が変わります。

今まで	これから
被災された方から市へ補助金の申請をしてもらい、補助対象地域の方には5,000円を上限に汲み取り料金の1/2を補助していました。	汲み取り料金が5,000円以下であれば、 <u>料金の支払いは必要ありません。</u> 5,000円を上回った料金のみ業者へお支払いください。

本制度を利用できる方

○住宅等の便槽を管理している個人のうち、大雨によって便槽が浸水し、満水のためトイレの使用ができなくなった方。※店舗、倉庫、事業所、浄化槽は対象外

○下記のいずれかの地域にお住まいの方が対象です。

- (1) 下水道事業計画区域及び農業集落排水事業実施区域以外の地域であること
- (2) 下水道事業計画区域内の地域であって、次のいずれかに該当する地域であること。
 - ア 下水道が未整備であること。
 - イ 公共下水道供用開始日から3年を経過していない域内であること。

○令和5年7月10日の大雨で被災された方については、令和5年7月18日(火)までに汲み取った分が対象です。

利用時の流れ

- 1 令和5年7月18日(火)までに業者に汲み取りをしてもらう。
- 2 汲み取り料金が5,000円以下の場合、料金の支払いは不要。
汲み取り料金が5,000円を上回る場合、上回った額を業者に支払う。
例) 汲み取り料金が8,000円の場合、3,000円を業者に支払う。
- 3 業者からの報告に基づき、市が本制度の対象地域となるか確認する。
- 4 市が確認した結果、対象地域外であれば、後日業者より利用者へ請求が行われます。(市が発行した確認結果通知書を一緒にお渡しします)

※ご不明な点は、上下水道部下水道施設課(中央浄化センター) 39-1155まで。